

杵築市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行について、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）及び杵築市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成17年杵築市条例第116号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請前の協議)

第2条 条例第3条第2項の規定による協議書は、墓地等の計画に関する協議書（様式第1号）とする。

2 前項に規定する協議書は、法第10条第1項又は同条第2項の規定による墓地等の経営又は変更の許可の申請をしようとする日前60日までに市長に提出しなければならない。

(近隣住民等の範囲)

第3条 条例第4条第1項に規定する近隣住民等の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 計画地に隣接する土地の所有者又は管理者
- (2) 計画地の周囲100メートル以内にある住宅等の所有者又は管理者
- (3) 計画地が属する行政区等

(標識)

第4条 条例第4条第1項の規定による標識は、墓地等の計画に関する標識（様式第2号）とする。

2 前項に規定する標識は、法第10条第1項又は同条第2項の規定による墓地等の経営又は変更の許可の申請をしようとする日前30日までに設置しなければならない。

(墓地等の計画に関する標識設置及び説明会等開催の報告)

第5条 条例第4条第2項の規定による報告書は、墓地等の計画に関する標識設置及び説明会等開催報告書（様式第3号）とする。

(特別な理由)

第6条 条例第5条第1項第5号の規則で定める特別な理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要となるとき。
- (2) 山間等人里遠く離れた場所に墓地を設置しようとするとき。

(墓地等の経営の許可の申請)

第7条 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 墓地等の敷地の地番、地目及び面積並びに所有者の氏名又は名称
 - (4) 墓地等の構造設備の概要
 - (5) 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
 - (6) 墓地等の管理者の住所及び氏名
- 2 前項の申請があつた場合は、速やかに審査し、許可の条件を満たしているときは、申請者に対し、墓地等経営許可証（様式第5号）を交付する。
- （墓地等の変更の許可の申請）

第8条 法第10条第2項による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 前条第3号及び第4号に掲げる事項に係る変更の内容
 - (3) 変更の理由
 - (4) 変更に係る墓地等の工事の着手及び完了予定年月日
 - (5) 墓地及び納骨堂にあつては、改葬の必要性の有無
- 2 前項の申請があつた場合は、速やかに審査し、許可の条件を満たしているときは、申請者に対し、墓地等変更許可証（様式第7号）を交付する。
- （墓地等の廃止の許可の申請）

第9条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等廃止許可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 廃止の理由
 - (3) 墓地及び納骨堂にあつては、改葬の内容
- 2 前項の申請があつた場合は、速やかに審査し、許可の条件を満たしているときは、申請者に対し、墓地等廃止許可証（様式第9号）を交付する。
- （工事の完了の届出等）

第10条 条例第13条第1項の規定による届出書は、墓地等工事完了届（様式第10号）とする。

（変更の届出）

第11条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、墓地等変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の名称
- (2) 墓地等の経営者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）

(台帳の整備)

第12条 市長は、墓地等の経営の許可をしたときは、速やかにその内容を墓地台帳（様式第12号）に登載するものとする。

(みなし許可の届出)

第13条 法施行以前から許可を受けて使用されている墓地又は法第11条の規定により墓地等の経営の許可があったものとみなさる者で前条に規定する墓地台帳への登載を希望する者は、みなし許可届出書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 法施行以前から許可を受けて使用されている事が確認できるもの若しくは都市計画事業又は土地区画整理事業の認可又は承認があったことが確認できる書類の写し

(2) 墓地等の位置図

(3) 墓地等の敷地の登記事項証明書

(4) 墓地等の現況写真

(5) その他市長が必要と認めるもの

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の杵築市墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成12年杵築市規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。